

議第 3 4 号

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年呉市条例第 3 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 8 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号、第 7 8 条の 2 の 2 第 1 項各号並びに第 7 8 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型サービス事業者の指定に関する要件）

第 3 条 法第 7 8 条の 2 第 1 項の条例で定める数は、2 9 人以下とする。

2 法第 7 8 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第 4 条 法第 7 8 条の 2 の 2 第 1 項各号並びに第 7 8 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第 9 条までに定めるもののほか、省令（省令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準（次条、第 8 条及び第 9 条に定める基準に係るものを除く。）のとおりとする。

（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）

第 5 条 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（苦情処理）

第 6 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、省令第 3 条の 3 6 第 1 項の措置を講じるに当たり、利用者等からの苦情の解決に社会性、客観性等を確保するための第三者委員を設置するものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる事業等について準用する。

- (1) 夜間対応型訪問介護の事業
 - (2) 指定地域密着型通所介護の事業
 - (3) 共生型地域密着型通所介護の事業
 - (4) 指定療養通所介護の事業
 - (5) 指定認知症対応型通所介護の事業
 - (6) 指定小規模多機能型居宅介護の事業
 - (7) 指定認知症対応型共同生活介護の事業
 - (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業
 - (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (10) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (11) 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業
- (従業者の員数)

第7条 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定地域密着型通所介護事業所については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定地域密着型通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員を置かないことができる。

2 指定地域密着型通所介護事業者が省令第20条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所について準用する。

(設備及び備品等)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに通りサービスの利用定員を乗して得た面積以上とすること。

2 前項の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について準用する。

(設備)

第9条 指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）の1の居室の定員は、原則として一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、市長が必要と認めた場合は、1の居室の定員は、4人を上限とすることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

- 2 呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年呉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（従業者の員数等） 第6条 略 2～7 略 8 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け，かつ，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（<u>平成24年呉市条例第33号</u>。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）<u>第63条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u> （設備及び備品等） 第8条 略 2～4 略 5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け，かつ，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症	（従業者の員数等） 第6条 略 2～7 略 8 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け，かつ，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（<u>令和7年呉市条例第 号</u>。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （設備及び備品等） 第8条 略 2～4 略 5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け，かつ，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症

対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（従業者の員数）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第45条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第45条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第11条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」

対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（従業者の員数）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第45条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第45条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第11条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」

という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第112条、第132条若しくは第153条の規定を満たすために必要な数以上とする。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第66条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことを

という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例の規定を満たすために必要な数以上とする。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に

もって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（従業者の員数等）

第45条 略

2～12 略

13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第46条 略

2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第194条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。

3 略

（登録定員及び利用定員）

第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域

規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（従業者の員数等）

第45条 略

2～12 略

13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第46条 略

2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。

3 略

（登録定員及び利用定員）

第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域

密着型サービス基準条例第 8 4 条第 1 項に規定する登録者の数の合計数) の上限をいう。以下この章において同じ。) を 2 9 人 (サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては, 1 8 人) 以下とする。

2 略

(設備及び備品等)

第 4 9 条 略

2 ～ 4 略

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け, かつ, 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については, 指定地域密着型サービス基準条例第 8 8 条第 1 項から第 4 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって, 前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数等)

第 7 2 条 略

2 ・ 3 略

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に, 指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において, 前 3 項の規定による員数を満たす介護従業者を置くほか, 指定地域密着型サービス基準条例第 8 4 条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは, 当該介護従業者は, 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5 ～ 1 0 略

1 1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同

密着型サービス基準条例に規定する登録者の数の合計数) の上限をいう。以下この章において同じ。) を 2 9 人 (サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては, 1 8 人) 以下とする。

2 略

(設備及び備品等)

第 4 9 条 略

2 ～ 4 略

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け, かつ, 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については, 指定地域密着型サービス基準条例に規定する設備に関する基準を満たすことをもって, 前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数等)

第 7 2 条 略

2 ・ 3 略

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に, 指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において, 前 3 項の規定による員数を満たす介護従業者を置くほか, 指定地域密着型サービス基準条例に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは, 当該介護従業者は, 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5 ～ 1 0 略

1 1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同

生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第75条 2～6 略 7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第115条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	第75条 2～6 略 7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。